

第1回大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会議事概要

日時：令和5年8月25日（金）13時30分～15時30分

場所：大阪府庁新別館北館 職員会議室7・8

<委員紹介、会長の互選>

委員5名中5名が出席。

（大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会運営要綱第3第2項により会議が有効に成立）

<会議の公開>

女性支援専門分科会管理要綱第5条に基づき、公開とする。

議題1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

事務局から、資料1、2、3により「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）の概要及びポイントについて説明。

議題2. 大阪府基本計画の名称及び基本計画の期間

○事務局

資料13により、計画の名称及び期間を説明。

<質疑・意見>

○会長

事務局より、本計画の期間について、大阪府ではDV基本計画（2022年から2026年）の終期と合わせるため2024年から2026年までの3年間とするという説明があったが、府における男女共同参画社会基本法に基づく基本計画の一部と重なる部分もあるのではないかと考えているが、そちらの期間とも同じか。

○事務局

ご指摘の基本計画（おおさか男女共同参画プラン）の期間は、2021年から2025年の周期のプランになっている。男女共同参画プランとDV基本計画が元々1年ずれた状態になっており、今回新しい法律を受けて基本的な計画を策定するところであることから、DV基本計画の終期と合わせる形で、初回の策定は2026年までの3年間とすることとしたい。次回からは、DV基本計画も5年ごとのプランとなっており、国の基本方針に則り5年間とする方向で考えている。

議題3. 困難な問題を抱える女性の定義

○事務局

資料1により、計画における困難な問題を抱える女性の定義について、法及び国の基本方針の定義を踏襲する旨説明。

<質疑・意見>

○委員

国の定義のとおりでよいと思う。

○会長

資料4の13ページに「性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、可能な支援を検討することが望ましい」とあるが、大阪府においても国の考え方を踏襲すると考えてよいか。

○事務局

国の考え方を踏襲することになると考えている。

○会長

国の法律と基本方針に記載されている定義を踏襲していくということによいかと思う。

議題4. 困難な問題を抱える女性をめぐる現状

○事務局

資料5と資料6により、困難な問題を抱える女性をめぐる現状について説明。

議題5. 困難な問題を抱える女性をめぐる課題

○事務局

資料13の2(2)により、困難な問題を抱える女性への支援に関する課題を説明。

<質疑・意見>

○委員

資料5において、一時保護件数が令和元年のピーク時から減少傾向にある。どのような原因が考えられるか。

○事務局

はっきりとした根拠は明らかではないが、相談自体はそこまで減少しているわけではないため、一時保護に至るような相談が一定少なかったと捉えているところ。

○委員

丁度、コロナ禍の時期であるのでコロナ禍が影響しているのか。それとも、コロナ対策の取組みが影響しているのか。

○事務局

コロナ禍がいろいろな側面から社会生活に影響を及ぼしていることは確かだが、DV被害者の増減や、一時保護に至るケースの多少について、コロナ禍が直接的に影響しているという分析は国等からも公式に示されていないと認識。コロナ禍の影響について申し上げるには時期尚早と考えている。

○委員

令和5年度の婦人相談員の配置市町村が32.6%にとどまっているということだが、これは全国の平均的な状況か。また、その要因について、考えていることがあれば教えていただきたい。

○事務局

全国的には、婦人相談員の配置市の割合は令和4年4月1日現在50.8%。大阪府内では39.4%の市で配置(町村含まない)。平均よりは下回っているという現状。

要因としては、市でも一定の各種の制度がある中で、非常勤配置につき市の負担が発生することで、配置が進んでいないことがあると認識。府としては、できる限り、配置をお願いしているが、募集をかけても応募がなく、なかなか配置できない市町村もあるということは認識している。

婦人相談員の配置については、市町村は努力義務で、元々、新法以前は、町村はそのような規定もなかった。DVセンターや婦人相談員を配置せずにやっているという自治体がまだまだ多い。

○会長

国が補助をしてくれたとしても、婦人相談員を配置すると、市自身が非常勤の予算をつけなければならないというのが1つの要因かと思う。

○委員

母子生活支援施設では、市町村の理解に差があるといつも感じており、婦人相談員が配置されている市では、多くの特定妊婦の方、単身で妊婦の方に対応していることから、母子のことを理解していると思う。そうした市とは連携しやすい傾向があるので、他市においても婦人相談員をしっかりと配置していただきたいと思う。推測になるが、婦人相談員は非常勤の扱いで不安定なので、募集をしても

応募につながりにくいのが現実ではないかと思う。母子生活支援施設では妊婦の方や子どもを連れてこられる方への対応が、女性の課題の中でも大きな要因であり、市町村と連携しやすいような形を早く構築していただきたい。先日、別の会議で単身妊婦の方が、母子生活支援施設に入所できずに困っているという話を当事者団体の方からお聞きしているので、是非ともスムーズに連携していただけるような計画になればと思っている。また、妊婦や子どもを連れておられる方は、子どもの課題も継続的に抱えることになるので、是非とも早急な手当ができればと思っており、計画にも是非とも載せていただけたらと思う。

○事務局

各市における婦人相談員の配置については、目標に掲げて計画に書き込んでいきたい。連携や支援の中身についても、好事例を集めて、横展開でノウハウを提供する機会をつくることができるよう、計画に盛り込んでいけたらと考える。

○会長

婦人相談員を募集しても応募につながらないという話については、私はこの一、二年間、府内のいくつかの市で婦人相談員のスーパービジョンなどにも関わっているが、そういった話はよく耳にしている。「関心のある方がいませんか」というお声がけはよくいただくが、応募につながらない原因として、報酬給料のことや、非常勤という基本的なところの問題もあると思うし、それに加えて、もう少し女性相談員の専門性が確立されることができれば、職場で働くモチベーションが上がるのではないかと思う。そのためには、今婦人相談員をやっておられる方の専門性の向上をしっかり支援するとともに、新たに婦人相談員として入ってくる方もサポートしていくような体制になると入ってきやすくなるのではないかと思う。

○事務局

処遇改善について、府としても、従前から国に対して、市町村における婦人相談員の設置義務化や財政措置の要望を行っているところ。専門性の向上については、これまでも、婦人相談員を対象にした研修についても工夫し、体制の整備を図ってきたところであるが、会長がおっしゃられた専門性の向上や入ってきた方の専門性をしっかりサポートしながら、活躍いただけるような体制を整備することも、この計画の重要な目標になるのではないかと考えている。

○委員

婦人相談員は、今後、女性相談支援員という名称に変わるという理解でよいか。

○事務局

はい、法律上そうなる。

○委員

私も市のDV相談をよく受けるが、婦人相談員の中には、弁護士が行うことの手前まで行われる大変専門性の高い方もおられて助かっており、保護命令の申立てのときもご本人のニーズに沿った対応をされていると思う。そうした市の婦人相談員のノウハウを他市の方にも広げていくことが大事だと思う。府が各市町村に声掛けしていくことも大事だが、市の取組みを紹介していくことも大事と思う。

一般の方も婦人相談員と言えば古臭いイメージを持っており、名称が女性相談支援員に変わっただけでは、元婦人相談員というイメージで応募しにくい。待遇改善ももちろん必要であるが、今後、女性相談支援員は、新しい法律の新しいキャリアウーマンになれるといったイメージもよいかと思う。ところで、女性相談支援員は皆さん女性になるのか。

○事務局

立て付け上は女性に限らない。女性の相談を受けていただける方であれば、相談員は男性でも女性でも構わないが、現状としては女性が多い。

○委員

応募しやすくなるようイメージアップも考えていただけたらと思う。また、待遇改善では、給料や休暇の制度面もあるが、各市町村で複数の配置がされないとい休みが取りづらいのではないか。子育て

しながら働く場合、女性相談支援員の負担が大きいと応募につながらず、離職率も高くなっていくと思うので、各市町村が複数体制で配置していただいたらよいと思っている。

○会長

確かに複数体制は、働く方にとっても、相談に来られる方にとっても重要。ある市では、その曜日は婦人相談員がいないとか、出勤していないということがあって、2人雇うことで全曜日をカバーできるようにしたという話を聞いている。相談員が孤立しないという意味でも重要と思う。

○委員（A）

婦人相談員に関して、先ほど事務局から、婦人相談員を配置している市と配置していない市で、支援の幅に差があったという説明があったが、婦人相談員の専門性を明確にする意味で、婦人相談員を配置している市では、どういった有用性を示すことができるか。アンケートによる量的な形で示すことができるのか、あるいは、好事例という形で示すことが限界なのかについてはいかがか。

○事務局

婦人相談員配置市の好事例は、今までも13市の婦人相談員や窓口の方が集まる研修の機会があり、その場では共有できている。また、配置していない市も含めてこのような好事例があるという投げかけはシンポジウムで行っている。計画の策定にあたり、今年43市町村に説明する機会を設けており、特に婦人相談員を配置していない市町村に対し、配置するとこういう好事例が生まれることを展開できるように、調整していきたいと思う。また、今回、アンケートのデータではお示しするまでは至らなかったが、具体的にここがよかったというところまで示すことができるのかについても、引き続き検討していければと思っている。

○会長

委員（A）がおっしゃったデータとして示せるかという話だが、府が2017年に女性支援に関して大規模な調査をしており、その時に私も関わったが、婦人相談員を配置している市と配置していない市について、人口比率で相談に来ている方の人数を調べたところ、婦人相談員を配置している市の方が、より多くの女性が相談に来ている結果が統計的に示されており、当時の報告書に記載されていたと思う。

○委員

女性相談支援員に関して、基本目標はこの後お示しされると思うが、全ての市に配置することが基本目標に示されていることは非常に共感できる部分であるが、一人だけ配置している市と複数配置している市と様々だと思う。アンケートを見ると、人口規模に応じて支援員を配置しないといけないのではないかという意見があり、私もなるほどと思ったが、単に、自治体に置いているか置いていないかだけではなく、人口規模に応じて何人くらい置いているというデータを取ることは重要だと思う。全国的にそのようなデータが出ているのか分からないが、このくらいの規模の自治体には、平均的にこれくらいの女性相談支援員が配置されている、というカウントの仕方がよいと思う。

○事務局

1人置けばいいという訳ではないということは、委員がおっしゃられたことを受け止めて、我々も周知の仕方を考えていきたい。

○委員

婦人相談員配置市14市のうち、13市は資料8に記載されているが、もう1市はどこか。

○事務局

藤井寺市に配置された。

○委員

大阪市には配置されていないのか。

○事務局

今年度の時点では配置されていない。

○会長

課題の2つ目は民間団体との連携が十分に取れているとは言えないという大枠の分析だったが、今回の民間団体アンケートで回答した46団体で、どういう対象者にどういった支援をされているかというのは非常に幅広いという結果であった。女性支援法は、女性の問題が多様化、複雑化、複合化しているというのが重要で基本的な考えであることから、46団体が様々な領域や課題にわたり支援しているというデータは大変貴重だと思うし、既に非常に幅広い支援をされている方と一緒に、今後の女性支援を実現していくことが大事だと思う。市町村アンケートデータも含めて、今後生かしていく必要があると思う。

○事務局

アンケートに回答いただいた46団体にはご協力を非常に感謝している。また、うち40団体が府内市町村への情報提供に協力いただけることから、市町村にも情報を共有し、活用いただけたらと思っている。

○委員

私も民間団体のアンケートについては、多くの幅広い団体にアンケートをされたということで、非常に敬意を表したいと思う。1点質問させていただきたいが、市町村もこの基本計画の策定が努力義務になっていたが、府内のどの自治体で基本計画を策定する予定があるか把握されているか。

○事務局

現時点では把握には至っていない。今後、策定の有無や策定期等についても把握していきたい。

○委員

市町村も今年度中に策定しないといけないというわけではないのか。

○事務局

今年度中に策定しなければならないということはない。

議題6. 基本目標の設定

○事務局

資料12の上の図により、現在の婦人相談体制と、今後の新たな女性相談支援体制の構築の必要を説明。

資料13ページの3により、大阪府女性支援基本計画の基本目標について説明。

資料13の4により、大阪府の役割と市町村の役割について説明。

<質疑・意見>

○委員

先ほども申し上げたが、女性相談支援員の配置目標について、すべての市に配置するというのは重要なことだと思うが、もう一步踏み込んで、例えばこれぐらいの人口規模だとこれぐらいの配置を目標にするといった記載もぜひ検討いただけたらと思う。そうすることで、既に設置しているところにも、人口規模に比して少ないのではないかと意識づけられることが考えられる。

支援調整会議について、個人的には今回の女性支援法の弱いところとして、元々婦人保護事業がベースにあることから、生活保護や母子など他法でも同じような女性を支援してきたところがあると思っている。また、どのように調整して支援に取り組んでいくのかという具体的な視点が非常に弱いと思っており、それを解決するには、地域における支援調整会議の役割が大きいと考えている。先ほど資料12の下の図は、府でもそのあたりは非常によく考えられていると非常に感心したところで、旧婦人保護事業に加えて、他法における支援が多く入っていることが素晴らしい点だと思うが、そうすると地域において、他法で同じような女性を支援してきた施設や民間団体とどのような連携体制を築いていくかが重要であると思う。

また、先ほどの事務局の説明だと、支援調整会議については、主に具体的なケースについて調整する場を想定しておられるような気がしたが、それ以外にも府でできることとして、他法含めて横断的に女性を支援している団体が定期的に集まって情報交換するような場を、府の呼び掛けで設定することが非常に重要ではないかと考えている。特に大阪府の場合、規模も非常に大きく、政令指定都市も府内に複数あるため、府管轄のものと、所管が異なる市管轄のものがある、調整しにくい現状があると聞いている。その課題を乗り越えるためにも、府の呼び掛けで、現場レベルで調整や情報交換ができるような場をつくるのが重要と思うがいかがか。

○事務局

女性相談支援員の配置目標について、人口規模に応じた配置についても目指すところとしては本当に大切な視点だと考えている。ただ、設置義務がない中では、一足飛びに配置が進まないというのが現実的なところ。人口規模に対する配置目安も示されていない中で、具体的な数値を示して、人口規模を踏まえた目標数値を定めるのは、まだ少し難しいと考えていたところ。今後検討したいと考えており、複数配置の重要性や、複数配置の視点も含めて、市町村にしっかり働きかけていきたい。

民間団体について、アンケートを通じて我々も初めて把握した団体もある中で、団体の活動を引き続きしっかりと把握しながら、府としてどのような形で有効な取り組みができるのか考えていきたい。

支援調整会議が肝になることは感じており、支援調整会議に関する目標も盛り込んでいければと案を示したところ。支援調整会議については、ケースごとをイメージしている部分が多いのは、「この方を支援するために必要」という形で集まっていただくことが、どの機関にとっても分かりやすく、これまでもおそらく様々な支援現場で取り組まれてきたことだと思っている。まず個別のケースにおいて、実際の支援機関が集まっていたきながら、当該地域での連携先が顔の見える関係になっていくということが大事ではないかと考えており、府としての会議も継続的に検討しながら、まずは、個別ケースの検討を市町村に働きかけることを具体的なイメージとして持っている。

○委員

いろいろ配慮いただいてありがたいが、例えば、女性相談支援員の配置に関して、国において人口規模に応じた全国平均のデータを出してもらえないかと思った。国において、自治体単位でどれぐらい配置しているというデータを出しているのは知っているが、人口規模に応じた全国の平均データを出していただくことで、それを一定の目安、目標に置くことも可能ではないかと思ったので、またぜひ検討いただけたらと思う。

○事務局

いただいた意見について確認や検討などさせていただく。

○委員

配置目標としては、今婦人相談員が何人配置されているかというのはわかっており、例えば堺市に何人配置されていて、それで足りているか足りていないかを聞いたらよいと思う。堺市の人口が何人で、相談員が何人というのを最低レベルに設定するなど、今わかっているパーセンテージがあるから、ある程度最低ラインの目標にできるのかなと思う。例えば、堺市で足りているかどうか分からないが、他にも13市あって、何パーセントぐらいというのは現状でわかるので、それで現状足りていないといたら、上は何パーセントか分からないが、「今それだけいるのであれば、これだけは必要ですね」という目標はつくれるのではないかと思った。

○事務局

現状は把握しているが、充足がどの状態を指してどう評価するのかというところが難しい。

○委員

余っているということは多分ないと思う。

○事務局

市町村から「足りていない」答えをいただくのも逆に難しい。婦人相談員を置いていないところも、「置いてはいないけれども相談を受けている」という回答をいただいております。府の持ち得る数字だけを用いて、ここを最低基準にしたいということまで踏み込めるかどうかというのは、かなり慎重な

検討を要するという見解を申し上げたところ。

○会長

支援調整会議について、おそらく各市町村の女性相談支援員が「旗を振ってみなさん集合してください」と調整していくものと思うが、支援調整会議を開催するには、例えば、各母子サービス、障がい福祉、高齢福祉、生活困窮、その他諸々の教育委員会など、それぞれの関係課が支援調整会議は必要という理解をしていないと、女性相談支援員が声をかけても集まってもらえないということになるかもしれない。そのため、府において、市町村の女性相談支援員と所属外の他課が連携するようということをはっきりし、しっかりサポートすることは大いに意味があると思う。女性相談支援員一人ひとりの力量に任せるのではなく、府として連携を望んでいるということが、各自治体の障がいや高齢福祉の課職員に通じているということが大変大事だと思うので、府にはそこを頑張ってもらいたいということが一つある。

関連して、目標に初任者研修の受講率とあるが、支援調整会議について、すでにケース検討に取り組みおられる市もあるかと思うが、今後支援調整会議を開催していくとなると、連携・協働して取り組んでいく相談員の力量が求められると思うので、初任者研修だけではなくて、もう少し経験があるエキスパートのような方が、より難易度の高いケースで、支援調整会議を開いていけるような力量を身に付けるための研修についても府が支援できると思う。先ほどおっしゃった女性相談の質の向上にもつながり、府はそこをサポートしているということにもなるので、目標として記載してもよいと思うがいかがか。

○事務局

委員からのご意見をしっかり受け止めたうえで、引き続き、検討を進めてまいります。

○委員

感想になるが、資料12で今回考えられている女性支援事業の概要の話を聞かせていただき、府や市町村等の役割も明確になるような形で進められておられると非常に感銘を受けた。既に議論に出ているところではあるが、このような形となると、市町村の女性相談支援員の役割として高い専門性が求められると思うが、婦人相談員の任期が限られているという現状において、非常に高い専門性を持った女性相談支援員を育成していくために、どのようなことが考えられるか。先ほど会長からも話があったように、大阪府女性相談センターの女性相談支援員等が、かなり密に市町村の女性相談支援員をサポートしていくような体制を取らないと専門性の向上につながっていかないのではないかと思います。

○委員

資料13の4において、市町村の役割として「最も身近な相談先としての役割を果たす」「必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施」となっているが、これは各市町村で、女性支援のためのワンストップ窓口みたいなものをつくるという意味か。大阪弁護士会から、そのような窓口をつくられたらどうかと意見を出していたと思うが、そういう包括的なものでないと、と思う。先ほど事務局からの説明で、何でもかんでも女性の相談ということで、女性支援の窓口に来たらパンクしてしまうという趣旨のことをおっしゃったと思うが、自分の悩みが何か分からず来られている方もいらっしゃるので、後で、スーパーバイザーが割り振っていけば、別に女性相談支援員が全て対応するわけではないと思う。一つの大きな女性の窓口というのは必要ではないかと思っている。実際、私がDV相談に対応しているときも、生活保護課の窓口に来られた方で、「実はもうDVですと逃げ続けていて、逃げた拳銃、生活もできないし、生活保護課にいて、実は離婚もできていない」という相談もあった。生活保護課の方の個人的な資質で、上手に聞き取ってやっとDVの問題が明らかになり、DV相談につながったということもあったので、そういう窓口がうまくつながればよいと思う。各課にばらばらに相談に行かれて、後で連携するというよりは、最初から窓口が一つにまとまっていたらよいのではないかと経験から思ったので、ぜひお願いしたいと思う。

○事務局

女性の分野に限らず、いろんな形でネットワークができており、既に地域福祉の中でそういった仕組みがつけられているところでは、地域の事情に応じた形で、有効に連携が図れるような仕組みができればと思う。自治体の中で様々な会議が増えている現状もあるので、新たに会議体を立てる以外に

も、既存のものを有効に活用し連携が取れている市があれば、他市の女性支援担当者に向けて展開していく方法もあると考えているところ。

委員がおっしゃった女性相談機能をしっかり構築してほしいというのが最終目的であり、相談員をただ置けばよいということではないので、各自治体にわかりやすく認識いただくということも含めて考えていきたいと思う。

議題7. 支援の内容及び支援の体制

○事務局

資料13の5により、支援の内容について説明。

<質疑・意見>

○委員

6番の日常生活の回復支援について、取り組み例の中で気になるのは一時保護を経て施設入所する入所者に対して支援調整会議と書いているが、いつも引っかかっていることとして、市町村の対応や理解が大きく影響しているということがある。せっかく一時保護委託を受けて母子支援施設に入所するというときに、結局、課題を抱えたまま地域に戻されることがある。施設の立場としたら大変重要になってくると感じている。

また、子どもの意見表明の必要性が言われている中、支援調整会議において同伴児童への支援においても、子どもの意見が反映されるようにできればと思った。

○事務局

府内で、できる限り好事例やノウハウを共有し、研修の機会などを通じて市町村における対応のバラツキが解消されていくような形を検討していきたいと思う。

子どもの意見表明については、支援の流れの一つであり、支援の役割として大事な視点だということ了我々も認識した上で、研修の機会などで周知していけたらと思う。

○委員

精神科医の立場で意見を述べると、私自身は、女性相談センターの一時保護所で、被害に遭われた方を面接することも多いが、5番の被害回復支援という中で、医療機関との連携も含めたサポートというのは、現在も今後も実施することは大いに大切なことではあるが、一方で、実際に一時保護となっている方の中には、いわゆるDV的な観点での福祉支援よりも、医療的な支援の方が優先されるようなケースが混在しているのが現状だと思う。3番の相談支援の中にも、その場ですぐに医療的なところに連携できるかはともかく、医療的な観点からの助言も含めて、相談支援の中で検討していただくと、必要な支援によりつながりやすくなるのではないかと考えた。

○委員

3番の相談支援のところで、先ほど、女性相談支援員をすべての市に配置するようになってくると、女性相談支援員の力量を上げるためのスーパービジョンの役割が重要になってくるという大事な意見をいただいたと思う。例えば、地域の女性相談支援員が何か困ったときに相談できるような人が、女性相談センターに配置されているということで、現状でも、おそらくそうされていると思うが、女性相談支援員の育成や女性相談機能の構築を促進するときに、非常に専門性の高い女性相談支援員を、まず女性相談センターに配置して府がバックアップすることが重要になってくることを改めて申し上げておく。

○会長

市町村の女性相談支援員に関して、今も府の相談支援員の方が多忙な中で対応されており、非常に無理を言うことになるかもしれないが、明らかにスーパービジョンという形のサポートが必要と思う。と言うのも、私が今、大阪府内のいくつかの市で、市予算の報酬という形で、婦人相談員のスーパービジョンを行っているが、その予算が積めないところがあるので、府でももう少しはっきりスーパービジョンという形にすることも検討いただければと思う。

先ほど、委員がおっしゃった意見で、入口のところでは既にDVであるとかいうよりも、いろいろな

意味での医療的なニーズが高い方を判断すること、なるべく早く支援につなげていくことについて言うと、例えば精神的な疾患などのアセスメントというものが一定必要になってくると思う。特にこの法律が、多様で非常に複雑化した問題を抱えている女性の支援を焦点としているので、精神的なことや PTSD の状態であるとか、例えば育ってきた家庭の中で子どもの頃の逆境体験があるために、現在非常に生活が構築しにくくなっているという場合の若年女性の方の理解とかとなると、一定の知識や判断が重要になってくるので、女性相談支援員の力量を高めていくために、研修は大事と思う。

○事務局

資料 13 はたたき台、骨子であり、ここに書ききれない様々な内容があるというのは承知しているところ。この内容に縛られることなく、「当然こういう内容も必要なんじゃないか」というご指摘があると、今の時点でいろいろお気づきのことをいただけたらと思う。

○会長

民間団体がいろんな領域で居場所の提供をされており、例を挙げると、LGBTQ 中の女性の方たちを対象につくっているような居場所みたいなものがあるが、その情報が共有されていなかったりする。情報の共有がされることで、居場所がその人のニーズにうまく合致して使われていくのが大事であり、周知が大変大事なことだと思う。

議題 8. 民間団体へのヒアリングについて

○事務局

民間団体に対するヒアリングについては、民間団体アンケートや市町村アンケートにおいて現状把握が行われたと考えており、現時点では実施する予定はない。今後、必要に応じ、電話やメール等も含めた手法で協力をお願いしたいと考えていることを説明。

<質疑・意見>

○委員

それでよいと思う。包括的なアンケートはつくる方も、回答する方も大変だと思うので、必要に応じて、インタビュー形式等でしていただけたらと思う。

○委員

私も基本的にはその方針でよいと思う。先ほど事務局からも説明があったが、今回の民間団体アンケートで非常に多様な民間団体が回答され、知らなかった民間団体もあったということなので、これまで知らなかった団体を含めて、具体的に地域の相談窓口の方にどのように情報を周知していけるかということが一番重要と思うので、ぜひ、そちらに注力をお願いしたいと思う。

○会長

民間アンケートで、46 団体という本当に様々なバックグラウンドの民間団体にお答えいただいたということは大変重要だと思っており、もし必要があれば、その方たちのリストが既にあるわけなので、さらに突っ込んで聞きたいことがあれば、第二弾のアンケートを取っていけばよい。議論が進んで、民間との連携が重要で、ここは民間に聞いた方がよいということに関しては、ヒアリングなどしていくことも大事ではないかと思う。

○事務局

民間団体には、議論の進み具合に応じて、ご意見いただければと思う。

<次回の開催日程>

第 2 回の専門分科会の開催日について、大阪府社会福祉審議会女性支援専門分科会第 4 条第 1 項に基づいて会長に諮り、次回は令和 5 年 11 月 1 日（水）13：30～15：30 に召集することを決定。